

## 阿久比町共同企業体取扱要領

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この要領は、阿久比町が発注する建設工事の施工に際して技術力の結集等により効果的施工が確保できると認める場合に結成する共同企業体に関し、その適正な範囲と活用について、必要な事項を定めるものとする。

#### (用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 経常建設共同企業体

中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体

(2) 特定建設工事共同企業体

大規模かつ技術的難度の高い建設工事の施工に際して、技術力等を結集することにより建設工事の安定的施工を確保する場合等建設工事の規模、性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に建設工事ごとに結成する共同企業体

### 第2章 経常建設共同企業体

#### (構成員の資格)

第3条 構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 阿久比町（以下「町」という。）における入札参加資格を有すること。
- (2) 入札参加資格申請をする業種（以下「登録業種」という。）に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。
- (3) 当該許可業種に対応する建設工事について元請として一定の実績を有すること。
- (4) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者となることができる者が存し、建設工事施工にあたっては、これらの技術者を建設工事現場ごとに専任で配置し得ること。
- (5) 阿久比町指名停止要領の規定に基づく指名の停止又はこれに準じる措置を受けていないこと。
- (6) 阿久比町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年2月14日付け愛知県半田警察署長と締結）に基づく排除措置を受

けていないこと。

(7) その他特に必要と認めるものであること。

(構成)

第4条 構成は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 当該登録業種について、各構成員が共通して入札参加資格を有していること。

(2) 町内に本店を有する建設業者若しくはこれに準ずる建設業者（以下「町内業者」という。）と町内業者又は町外に本店を有する建設業者による構成であること。

(3) 構成員は、2者とする。

(結成の制限)

第5条 構成員が、町に結成・登録することができる共同企業体の数は、1とする。

(出資比率)

第6条 構成員の出資比率は、均等割の10分の6を下回らない範囲で構成員において自主的に定めるものとする。

(代表者)

第7条 代表者は、構成員において決定された者とする。

(入札参加資格審査申請)

第8条 入札参加資格審査を受けようとする経常建設共同企業体は、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書面を添え、町が公告する所定の期日に提出しなければならない。

(1) 経常建設共同企業体協定書（様式第1）

(2) 委任状（様式第2）

(3) 各構成員が有資格業者であることを証明する書面

(4) その他町長が必要と認めるもの

(入札参加資格審査及び格付)

第9条 前条の申請書を提出した経常建設共同企業体については、入札参加資格審査のうえ、入札参加資格者に決定するものとする。格付は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営事項審査に準じて算出した総合評定値を基に行うものとする。なお、経営規模（年間平均完成工事高、自己資本額及び職員数）の審査、経営状況の評点、技術力の審査及びその他の審査事項（労働福祉の状況、建設工事の安全成績、営業年数、建設業経理事務士等の数）の評点は、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 経営規模は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本額及び職員のそれぞれの和を用いて行うものとする。
- (2) 経営状況の評点は、各構成員について算定される経営状況の評点の平均値によるものとする。
- (3) 技術力の審査は、許可を受けた建設業の種類ごとに算出した各構成員の技術職員数値のそれぞれの和を用いて行うものとする。
- (4) その他の審査項目の評点は、各構成員について算定されるその他の審査項目の評点の平均値によるものとする。

(解散)

第10条 経常建設共同企業体を協定期間内に解散したときは、解散届を町長に提出しなければならない。

### 第3章 特定建設工事共同企業体

(対象工事)

第11条 特定建設工事共同企業体に対して発注する建設工事（以下「対象工事」という。）は、大規模工事であって技術的難度の高いもの、その他の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められるもののうち町長が定めるものとする。

(構成員の資格)

第12条 構成員は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 町における入札参加資格を有すること。
- (2) 発注する建設工事（以下この条において「当該工事」という。）に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。
- (3) 当該工事と同種の建設工事について、元請として一定の実績を有すること。
- (4) 全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を建設工事現場ごとに専任で配置し得ること。
- (5) 阿久比町指名停止要領の規定に基づく指名の停止又はこれに準じる措置を受けていないこと。
- (6) 阿久比町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年2月14日付け愛知県半田警察署長と締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 経常建設共同企業体でないこと。
- (8) その他特に必要と認めるものであること。

(構成)

第13条 構成員の数は、2者とする。ただし、町長が必要と認める場合は、3者とすることができる。

2 構成員は、一の発注する建設工事につき、二以上の特定建設工事共同企業体の構成員となることができない。

(構成の方法)

第14条 特定建設工事共同企業体の構成の方法は、公示募集方式とする。

(公示募集方式)

第15条 前条に規定する公示募集方式による場合の企業体の結成は、2者の任意結成とする。ただし、必要があるときは、地域を限定するとともに、経営事項審査の総合評定値等による制限を付することができる。

2 公示募集方式による場合は、あらかじめ次に掲げる事項を阿久比町公式条例(昭和46年阿久比町条例第22号)第2条第2項に定める掲示場に公告しなければならない。

(1) 企業体の結成に関する事項

(2) 第12条に掲げる事項

(3) 入札参加資格審査申請の方法

(入札参加資格審査申請)

第16条 第14条の規定により結成された特定建設工事共同企業体が、入札参加を希望するときは、申請書に次に掲げる書面を添え、指定する日時までに提出するものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体協定書(様式第3)

(2) 委任状(様式第4)

(3) その他町長が必要と認めるもの

(出資比率)

第17条 構成員の出資比率は、第6条の規定を準用する。

(代表者)

第18条 代表者は、最大の施工能力を有する者とする。

2 代表者の出資比率は、構成員中最大としなければならない。

(資格の決定)

第19条 第16条に規定する申請書が提出されたときは、当該企業体の資格を審査のうえ、入札参加資格者に決定するものとする。

(格付)

第20条 特定建設工事共同企業体の格付は、構成員のうち格付等級が上位の

業者をもって充てるものとする。

(調査及び指導)

第21条 特定建設工事共同企業体の適正な運営を確保するため、必要に応じて建設工事の施工体制及び運営状況について、調査し、指導するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の改正前の様式を用いて書類を作成する場合当該書類への押印を不要とする。ただし、改正後も押印欄がある様式を用いる場合はこの限りでない。

(阿久比町共同企業体要領の廃止)

3 阿久比町共同企業体要領（平成25年4月1日施行）は、廃止する。